

市有地購入申込みの手引き
(吉浜 890-3)



笠岡市 総務部 財政課 管財係

TEL (0865) 69-2125

市有地購入申込みの手引き

1 売却物件

所在地	地目	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	売却価格
吉浜890-3	宅地	212.00㎡	第一種住居地域	60% 200%	3,244,000円

※現状有姿での引渡しとなります。

※敷地内東側にブロック塀・敷地内北側及び西側に石垣・雨水排水管が残存しておりますが、その撤去や補償等について市は一切対応いたしません。

※敷地北東部分で、隣地に存する建物の屋根のごく一部が越境している箇所があります。隣接地権者との協議等を行う場合は、すべて買受人の負担と責任により行ってください。

※公共下水道負担金は不要です。

※土壌汚染状況調査、地下埋設物の有無にかかる調査は実施していません。

2 申込者の資格

・売却代金の支払いができ、笠岡市が定める契約書により契約締結ができる者

※ただし、「笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱」第2条第1号から4号までに該当する者は、申込みできません。

・契約に基づき笠岡市が買い戻し特約登記（特約期間5年）を付することを了承する者

※買戻特約登記の抹消時期については、御相談に応じます。

3 申込みの方法等

(1) 受付期間 随時（土、日曜日及び祝日は除く）

受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

※郵送または電話による申込受付は行いません。

(2) 受付場所 笠岡市役所 財政課管財係（本庁舎3階）

(3) 提出書類

① 普通財産譲渡申請書（記名、押印）

② 印鑑（①の申請書に押印したもの、書類不備の場合の訂正用）

③ 住民票の写し 1通（法人の場合は登記事項証明書）

※発行後3ヶ月以内のもの

(4) 注意事項

- ① 共有で申し込む場合は、上記の書類は共有者全員のものがが必要です。
- ② 申込者が契約者となり、登記名義人となります。
- ③ 現地説明会は行いません。各自で事前に確認してください。
- ④ 申込み後の取り下げは、申込者または代理人が申込書に押印した印鑑を持参のうえ、笠岡市財政課までお越してください。（電話による取り下げは不可）

4 契約の説明

普通財産譲渡申請書提出後に、必要な書類を市で準備した上で契約手続きの説明を行います。その際、売買契約書等の契約に必要な書類をお渡しします。

6 契約の締結等

- (1) 売買契約は、契約の説明から1ヶ月以内に締結していただきます。
- (2) 正当な理由なく契約を締結されないときは、申込者としての資格を取り消します。

7 売買代金の支払方法等

契約締結時に売買代金の10%を契約保証金として支払っていただきます。残金については、1ヶ月以内に支払っていただきます。

売買代金は、市の指定金融機関または収納代理金融機関で納付していただきます。

8 所有権の移転等

代金支払いの確認後、所有権を移転し、現状有姿にて物件を引き渡します。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は購入者の負担となります。

なお、嘱託登記費用は不要です。

9 その他

建築にあたっては、専門家の意見等を聞き、利用目的に合致した工法を採用してください。

申込みから契約まで

本手引き書請求



各自で現地確認



申込み

普通財産譲渡申請書と必要書類を揃えて笠岡市役所までご持参ください。



契約の説明

必要な書類を作成後、申込者に説明を行います。



契約の締結

契約の説明から1ヶ月以内に契約を締結していただきます。



売買代金の支払い

契約締結時に契約保証金（土地代金の10%）を納付。

1ヶ月以内に残金と登録免許税を納付。

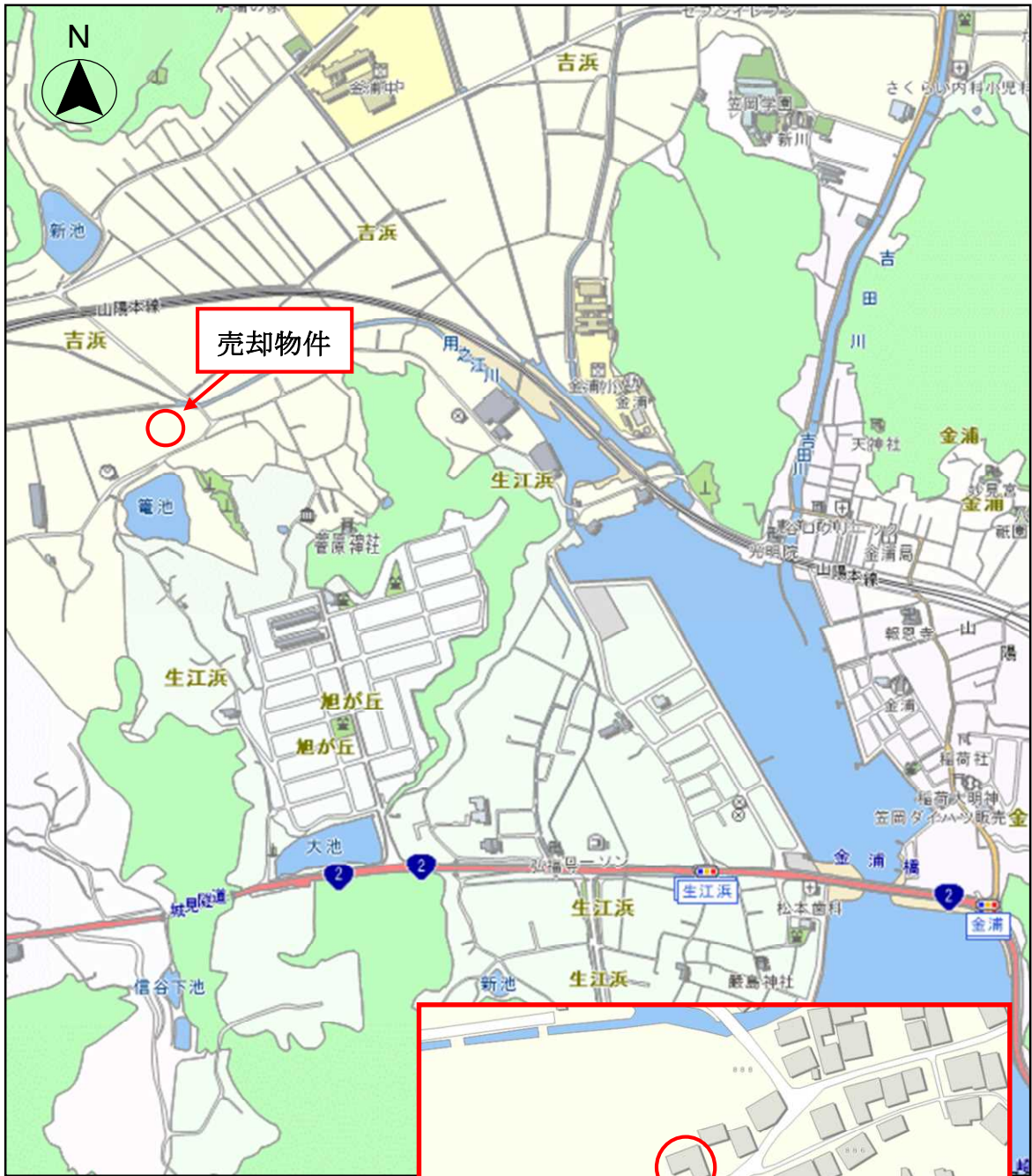


所有権移転登記

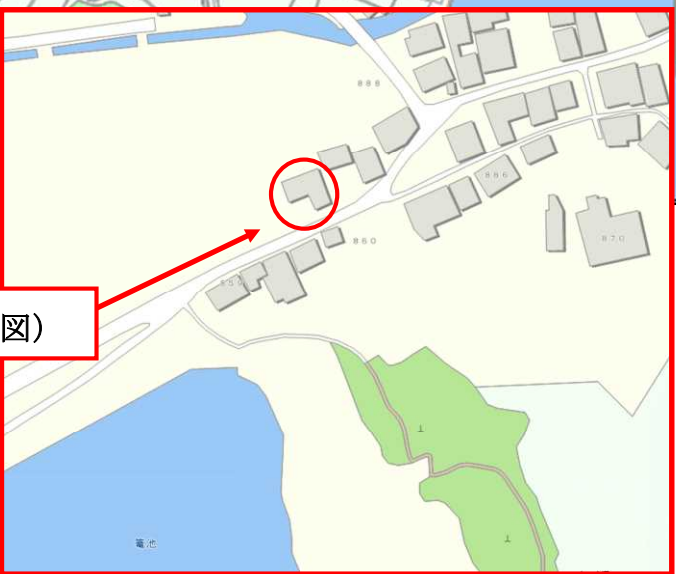


現状有姿での引き渡し

位置図



売却物件 (拡大図)



航空写真

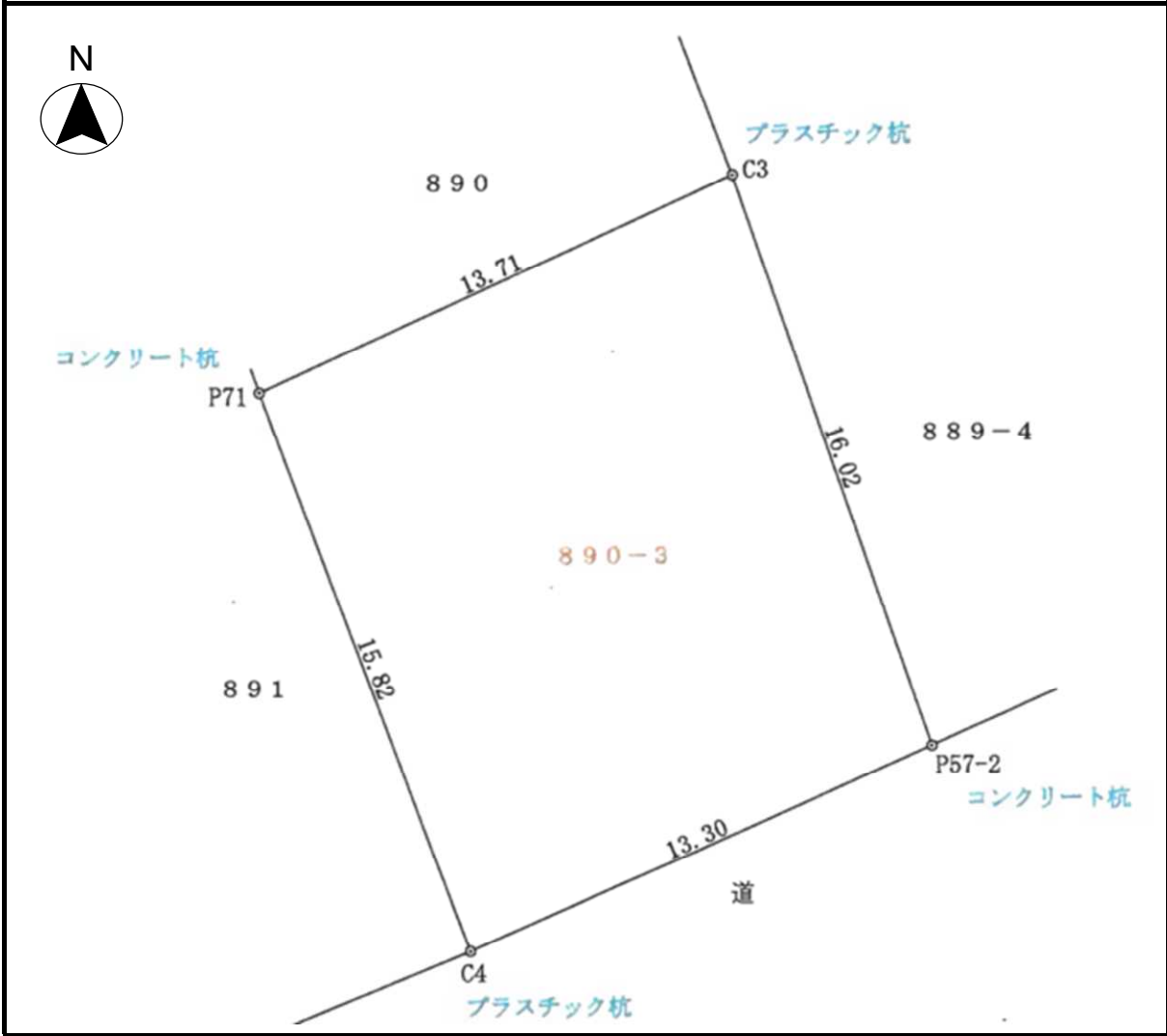


売却物件

売却物件 (拡大図)



土地明細図



普通財産譲渡申請書

令和 年 月 日

笠岡市長 殿

申請人 住所
氏名 印
電話 () —

住所
氏名 印
電話 () —

住所
氏名 印
電話 () —

下記のとおり普通財産を譲渡してください。

記

普通財産の名称	宅地	所在地	笠岡市吉浜 890-3
譲渡面積	212.00 m ²		
使用目的			
譲渡価格	笠岡市の指示する額		
その他必要な事項			

(添付書類) 住民票の写し 1 通 (法人の場合は登記事項証明書) ※発行後 3 ヶ月以内のもの